

入札説明書等に関する質問回答書
浦山地区有害鳥獣（ニホンジカ）誘引捕獲事業

番号	質問事項	回答事項
①	春季と秋季は具体的には何月のことでしょうか？	春季 4月から7月まで 秋季 9月から12月までです。
②	作業日数の“春季15日間、秋季15日間”は、土日祝日も含めて15日間連続実施ということでしょうか？	連続で実施する必要はありません。
③	作業日数の30日間に、罠の設置日と回収日は含まれるのでしょうか？	含まれます。
④	センサーカメラの設置期間ですが、以下の理解で正しいですか？ ・罠設置日の10日前に設置 ・罠設置期間(15日間)は常に設置 ・罠回収日の10日後まで設置 ・トータルでは35日間連続設置となる	設置日、回収日、設置期間についてはその理解のとおりです。トータル数については、②の回答のとおり、捕獲作業を連続で実施する必要がないので、連続で35日間ではない可能性があります。
⑤	センサーカメラの見回りですが、罠設置前の10日間と罠回収後の10日間も含めて毎日見回るのででしょうか。	特記仕様書 6Ⅲ（1）⑤に記載のとおりです。 （毎日見回る必要はありません。）
⑥	「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」の1.8(1)に“事業従事者の人件費単価の算定根拠に係る書類の確認を、契約締結時に受けなければならない”とありますが、「人件費単価の算定根拠に係る書類」とは具体的に何でしょうか？	雇用契約書等、人件費単価が確認できる書類です。
⑦	「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」の1.13及び「契約書(案)」の第38条に地元関係者との協議について書いてありますが、本事業において協議が必要な地元関係者はありますか？	地元市役所、地元猟友会等です。また、近隣で、県等が捕獲事業を行っている場合、その委託を受けている業者等も含まれます。
⑧	「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」の2.4.2(3)に“捕獲個体の「尾」を切り取り冷凍保存したものを監督職員に提出すること”とありますが、本事業でも「尾」の提出は必要ですか？必要な場合、春季に捕獲した個体の尾も秋季の業務完了まで冷凍保存し、一括して提出するのででしょうか？	「尾」の提出は必要です。「尾」の提出時期については、監督職員との協議とします。